

司法書士らが偽造有印私文書行使等の疑いで逮捕されたとの報道がされたことについて（会長談話）

2011年11月11日、偽造した職務上請求書を使用して、戸籍謄本や住民票の写し等を取得したとして、司法書士らが偽造有印私文書行使等の疑いで逮捕されたとの報道がなされました。

当会は、同請求書の頒布については、厳重な管理の下、使用状況を確認するなど不正使用の防止に最善を尽くしておりますが、同請求書が偽造され使用された可能性がある事態に至ったことは、誠に遺憾であります。

報道がなされた職務上請求書は、司法書士等が、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書と表記される統一様式を用いて、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合に使用できるものであります。

当会は、頒布基準に基づき、複写式の用紙にナンバリングをして、頒布時毎に使用状況を確認するなどして、不正使用防止に最善を尽くしておりますが、さらに、同請求書の適正な使用を会員に徹底する所存です。

何卒、司法書士制度へのご理解を賜われますよう、お願い申し上げます。

平成23年11月14日

東京司法書士会

会長 柏 戸 茂